

# 2013年3月25日 ハーモニーネット未来 NPO法人子ども劇場笠岡センター が 岡山県第1号の認定NPO法人として認定されました！

東日本大震災後、今までにない数多くのNPOが被災地での支援活動を展開しています。また、災害時に限らず、保健・医療・福祉や子どもの健全育成、まちづくり、環境や国際協力など、多様なニーズに対応し、社会貢献活動を行うNPOの役割は、社会の中ではますます重要になっています。

人々が支え合い、生活しやすい社会を築いていくためには、行政だけでなく、市民や企業、NPOなど民間の主体も公共的なサービスの提供者として参画する「新しい公共」を推進していくことが重要です。この「新しい公共」の中心的な担い手として、活躍が期待されているのがNPOです。こうしたNPOの社会貢献活動をさらに広げていくために、平成23年6月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が大幅に改正され、平成24年4月1日に施行されました。

近年は、NPO法人の活動理念に共感し、活動を応援したいと、寄附をする市民が増えています。こうした寄附を促す税制上の仕組みとして、「認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)」が設けられています。

## 認定NPO法人とは

NPO法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

ハーモニーネット未来は、パブリック・サポート・テスト(PST)により、相対値基準における認定を受けることができました。  
※①  
※②

## ハーモニーネット未来への寄付は、寄付金控除等の税制優遇措置の対象となります。

個人が認定NPO法人への寄付をした場合・・・

所得税(国税) ⇒ 寄付金控除が受けられます。

住民税(地方税) ⇒ 地方自治体が条例で指定した認定NPO法人への寄付は寄付金控除が受けられます。

### 【所得控除】

控除割合は、寄附金の40%(住民税10%と合わせて最大50%)

⇒ (寄付金額 - 2,000円) × 40% を所得税額から差し引くことができます。

### 例えば

#### 個人が寄付をする場合

##### \* 1年間に1万円の寄付をした場合

$(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円}$  ← この額が所得税から控除

##### \* 1年間に10万円の寄付をした場合

$(100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 39,200\text{円}$  ← この額が所得税から控除

※ただし、寄付金控除を受けるためには、必ず確定申告をしてください。

(確定申告の際にはハーモニーネット未来が発行した領収書が必要です。)



※① … 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

※② … 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準

お気軽にお問い合わせください

ハーモニーネット **未来**

認定NPO法人子ども劇場笠岡センター

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5909

TEL(0865)63-4955 FAX(0865)63-4950

E-mail:kodomo1@kcv.ne.jp http://www.kcv.ne.jp/~kodomo1